

議会議案第25号

給付型奨学金制度の創設を含め、奨学金制度の抜本的改革
を求める意見書の提出について

給付型奨学金制度の創設を含め、奨学金制度の抜本的改革を求めるこ
とに関し、次のとおり意見書を提出する。

平成28年2月26日提出

提出者	鎌倉市議会議員	千	一
同	同	上	竹田 ゆかり
同	同	上	長嶋 竜 弘
同	同	上	上 畠 寛 弘
同	同	上	西 岡 幸 子
同	同	上	渡 邊 昌一郎
同	同	上	三 宅 真 里
同	同	上	中 澤 克 之
同	同	上	岡 田 和 則
同	同	上	赤 松 正 博
同	同	上	松 中 健 治

給付型奨学金制度の創設を含め、奨学金制度の抜本的改革を求める意見書

現在大学生の半数以上が奨学金を受給している。この割合は年々増加傾向にあり、近年、15年間で、2.5倍にまで膨らんでいる。背景にあるのは、70年代半ば以降、公費支出が抑えられた結果、大学の授業料の値上げが繰り返されたことによる授業料の高騰であり、我が国の大学の学費は、現在世界でも最も高い水準となっている。

一方で、90年代以降、家計収入は減少の一途をたどっている。そのため、大学に行くためには奨学金に頼らざるを得ない人が増え続けることとなった。現在8割の高校生が、大学・短大・専門学校等の高等教育機関に進学しているが、希望する生徒の多くは奨学金に頼らざるを得ない現状にある。

奨学金事業は額にして9割、貸与者数にして7割が日本学生支援機構の奨学金であり、全て貸与型の奨学金である。かつては全て無利子であったが、1984（昭和59）年につくられた有利子枠が拡大し続けてきた経緯がある。有利子枠は財政投融资で運用されており、卒業後もしくは退学後返済を延滞した場合には、延滞賦課金が課せられ、信用情報機関に名前が登録されたり、債権回収会社の取り立てに遭うこともある。

近年、文部科学省は「有利子から無利子」への流れを加速するとしているが、来年度予算においても有利子奨学金の貸与者数は全体の64%を占めている。

また、学業を終え社会に出た若者は、非正規雇用の増大など雇用状況の悪化等によって、安定した収入を得て返済できる環境にないことが多く、3カ月以上延滞者の46%が非正規労働または無職である。そして、約8割が、年収300万円以下の低賃金労働についている。

現在、滞納者は33万人を超え、「返したくても返せない」若者が増加しており、生活に大きな影響を及ぼしている。この問題を放置すれば、若者の貧困化はより深刻となり、貧困は連鎖し、持続可能な社会を危うくすることになる。

諸外国の奨学金の主流は給付型奨学金である。また、OECD加盟33カ国が大学を無償としている。日本が批准している国際人権規約（経済的、社会的、文化的権利に関する国際規約）第13条2項には高等教育における無償教育の漸進的導入、奨学金制度設立が盛り込まれている。

以上のことから、学ぶ意欲のある生徒が家庭の経済状況によらず高等教育を受けることができるよう、また、未来を担う若者を社会全体で支え持続可能な社会にするため、国においては、既卒者対応も含めた無理のない返済制度を確立し、貸与型から給付型に奨学金制度を抜本的に早急に転換することを強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月2日

鎌倉市議会